

幕別町行政改革大綱

(第4次)

平成28年3月
中川郡幕別町

目 次

第1章 第4次行政改革大綱策定の基本事項	1
1 行政改革大綱策定の背景と趣旨	
2 行政改革大綱の計画期間と見直し	
3 行政改革大綱の策定体制及び進行管理	
第2章 行政改革への取り組み	3
1 行政改革を進めるうえでの基本的考え方	
2 行政改革推進事項	
第3章 行政改革推進計画	4
1 町民との協働に基づく行政経営の推進	
2 効率的で効果的な事務事業の推進	
3 迅速で機動性の高い行政組織の確立	
4 健全な財政運営の保持	

第1章 第4次行政改革大綱策定の基本事項

1 行政改革大綱策定の背景と趣旨

行政運営を取り巻く環境は、依然として厳しい財政状況の中、国の構造改革や地方分権、規制緩和、権限移譲などの進展に加えて、少子高齢化を背景とした行政課題は確実に増加している。

このような環境の中で、幕別町の行政改革は、昭和62年の「第1次行政改革大綱」を皮切りに、平成8年に「第2次行政改革大綱」を策定、平成18年2月に忠類村と合併した後に「第3次行政改革大綱」を策定し、さらには、平成23年に推進計画の見直しを行うなど、時代の潮流に合わせながら、効率的な行政運営と財政の健全化を推進してきた。

平成23年度に見直しを行った推進計画も5年間の実施期間を終えて、計画の進捗状況を的確に評価したうえで、引き続き質の高い行政サービスを効率的かつ効果的に提供するために、新たに「第4次行政改革大綱」を策定する。

2 行政改革大綱の計画期間と見直し

行政改革大綱は平成28年度から平成37年度までの10か年、推進計画は平成28年度から平成32年度までの5か年とするが、平成32年度に行政改革大綱を含めた見直しを行う。

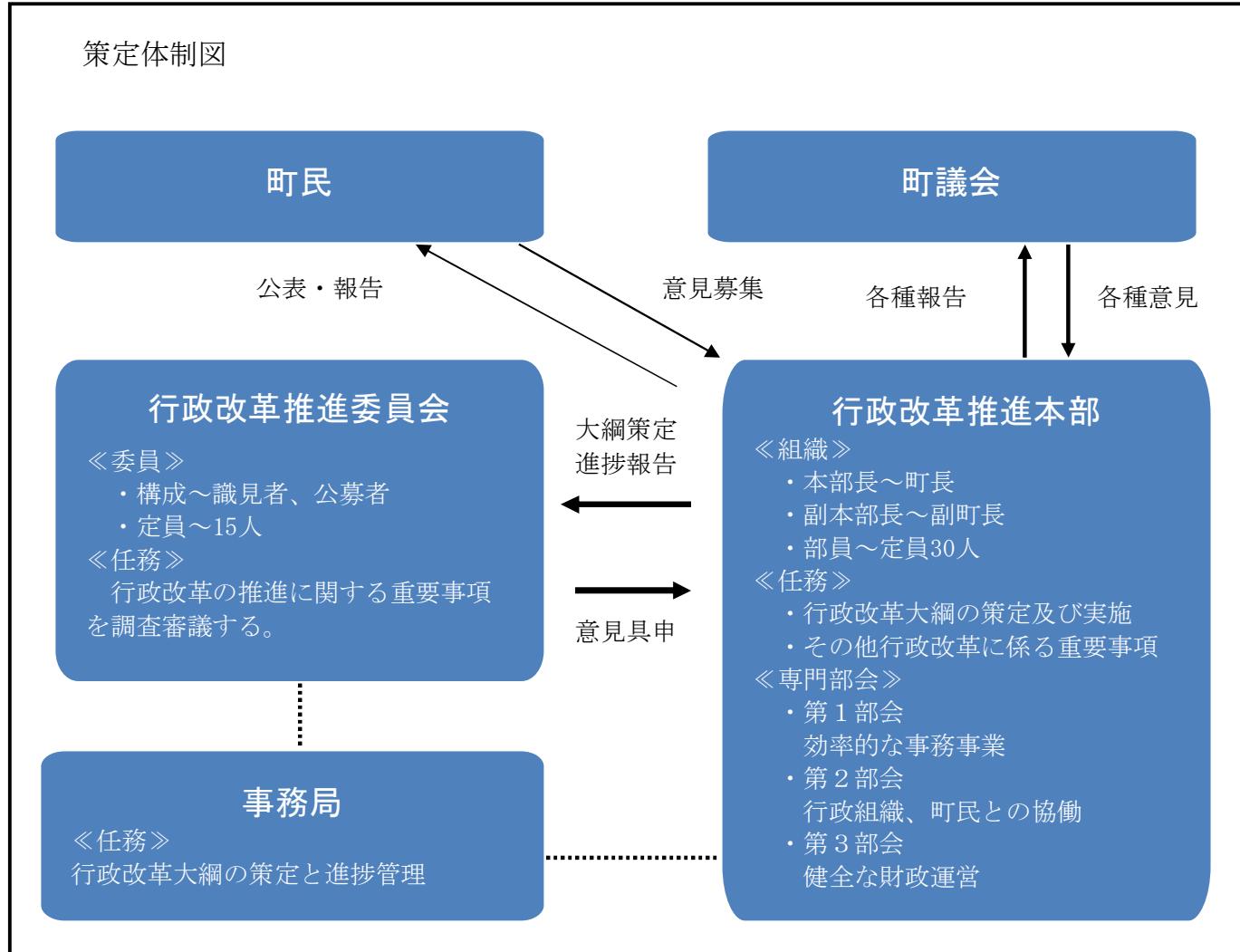
また、社会経済情勢の変化に適切に対応するため、この大綱に盛り込んでいない事項で取り組むべきものが生じた場合は、積極的に取り組むものとする。

3 行政改革大綱の策定体制及び進行管理

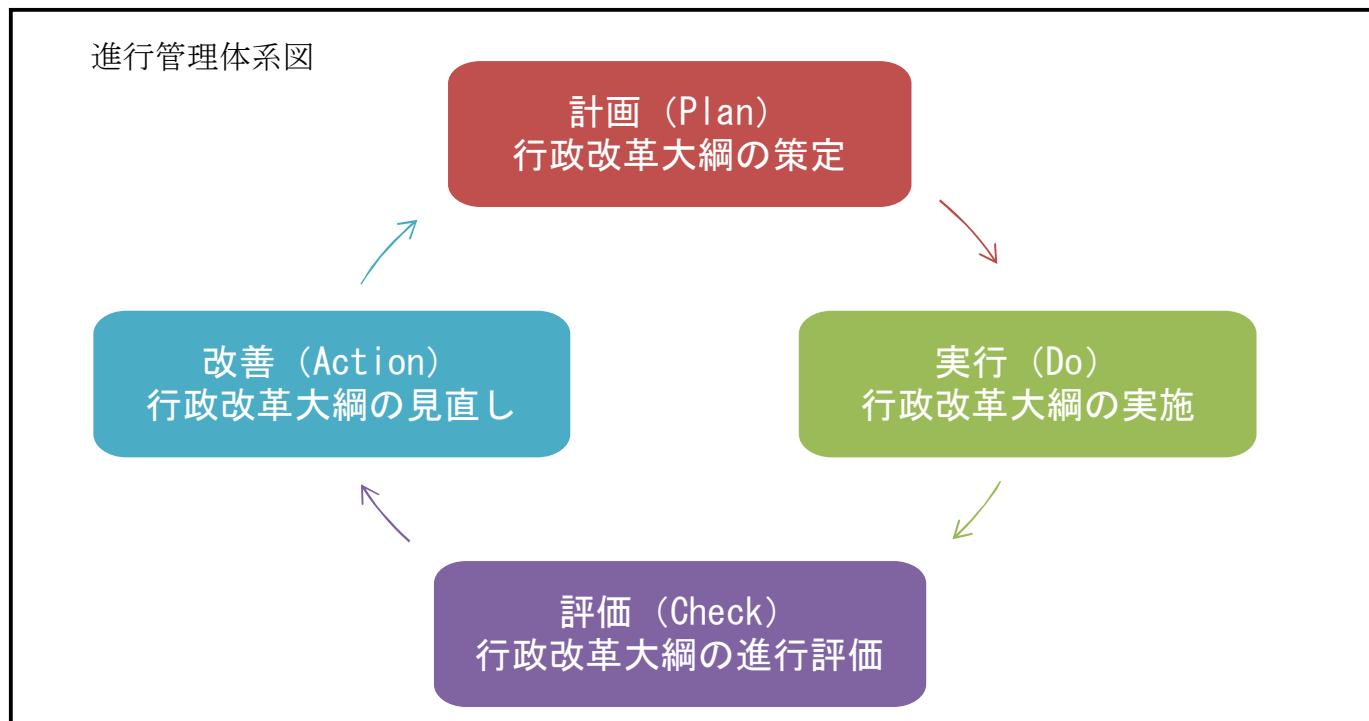
行政改革大綱の策定にあたっては、「第3次行政改革大綱」の推進計画に掲げた各事項の評価を行うとともに、議会や行政改革推進委員会からの意見、町民からの意見公募（パブリックコメント）の内容を踏まえている。

また、行政改革大綱を効率的・計画的に推進していくために、P D C Aサイクル（「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Action）」）を取り入れたうえで、行政改革推進委員会で進捗状況の分析を行うとともに、行政改革の推進結果を町広報やホームページ等により広く町民に公表し、町民の理解と協力を得ながら行政改革を推進する。

策定体制図



進行管理体系図



第2章 行政改革への取り組み

1 行政改革を進めるうえでの基本的考え方

「行政改革の最終目標は行政サービスの向上にある」との基本的な認識の下、その目標を実現するための基本的な考え方は次のとおりとする。

○ 行政サービスの効率性の追求

時代の変化や町民ニーズに迅速かつ的確に対応できるよう、町民との協働体制や機動的な行政組織の整備を図るとともに、最小の経費で最大の効果を得るために必要とされる事務事業を見極め、行政サービスの効率性を高める。

○ 行政サービスのバランスの保持

適正な受益者負担を原則とした行政サービスの公平性の確保や将来にわたって持続可能な財政運営を維持することで、行政サービス全体から見たバランスを保持する。

2 行政改革推進事項

行政改革を進めるうえでの基本的な考え方を踏まえて、次の4つの推進事項について取り組む。

- ① 町民との協働に基づく行政経営の推進
- ② 効率的で効果的な事務事業の推進
- ③ 迅速で機動性の高い行政組織の確立
- ④ 健全な財政運営の保持

第3章 行政改革推進計画

1 町民との協働に基づく行政経営の推進

町民との協働によるまちづくりを推進していくためには、町民ニーズを的確に把握するとともに、町民と行政がともに町の現状を認識し課題を共有することが必要であることから、町民がまちづくりに対して積極的に参加できるように、分かりやすい行政の推進と広聴活動の充実を図る。

また、町民が「住み続けたくなるまち」になるために、さまざまな世代が安全で快適に定住できる生活環境の整備を図る。

- ① 協働のまちづくりの推進
- ② 安全で快適な生活環境の向上

2 効率的で効果的な事務事業の推進

効率的で効果的な事務事業を推進していくために、町民が行政サービスや行政情報を利用しやすい環境整備を図るとともに、民間手法の活用や管内自治体と連携による広域行政を進める。

また、町民の個人情報や行政情報の保護を適切に運用管理していくために、時代の変化に対応した管理体制を継続的に行い、組織としてのセキュリティ強化を図る。

- ① 行政サービスの質の向上
- ② 官民・広域連携の強化
- ③ 行政情報の適切な運用管理

3 迅速で機動性の高い行政組織の確立

多様化・複雑化する行政サービスや町民からの様々な要望に、柔軟かつ迅速に対応するために、町民から分かりやすく機動性の高い組織機構を目指し、職員定数の適正化を図る。

また、限られた人的資源と財源の中、職員が持っている力を最大限に発揮するため、研修体制を確立するとともに、業務改善や業務の共有化をすることで、職員の意欲向上と組織としての更なる活性化を図る。

- ① 時代に対応した機動的な組織・機構の構築
- ② 職員定数と給与の管理
- ③ 職員の能力・意欲の向上と人材育成

4 健全な財政運営の保持

厳しい財政状況が続く中、社会経済情勢の変化と多様化する町民ニーズに柔軟に対応し、継続的かつ安定的な行政サービスを提供するためには、健全な財政運営を保持することが重要であることから、公債費負担の適正化を図るとともに、効果的な予算の編成を行う。

新たな自主財源の検討や受益者負担の原則に立った使用料等の見直しによる歳入確保を図る。また、今後、公共施設等の多くが老朽化し、建て替えや大規模改修等に係る費用が大きな負担となることが予想されることから、計画的な財産の有効活用・処分を進める。

- ① 安定した財政運営の確立
- ② 歳入確保の推進
- ③ 財産の有効活用・処分
- ④ 入札及び契約の適正化

○幕別町行政改革推進委員会設置条例

昭和60年12月14日条例第24号

改正

平成12年9月29日条例第60号
平成17年9月26日条例第37号
平成27年12月18日条例第38号

幕別町行政改革推進委員会設置条例
(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な町政の実現を推進するため、幕別町行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて、幕別町の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。
(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内を以って組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
(2) 公募による者

3 委員の任期は3年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画総務部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(忠類村の編入に伴う経過措置)
- 2 忠類村の編入の日（以下「編入日」という。）から平成19年3月31日までの間に限り、委員会の委員の数については、第3条第1項の規定にかかわらず、18人以内とする。
- 3 編入日以後最初に委嘱される委員会の委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則（平成12年9月29日条例第60号）

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成17年9月26日条例第37号）

この条例は、平成18年2月6日から施行する。

附 則（平成27年12月18日条例第38号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

幕別町行政改革推進委員会 委員名簿

参考資料3

団体名	役職 氏名
ゆとりみらい21推進協議会	会長 大串 邦彦
幕別町商工会	副会長 加藤 正則
幕別町協働のまちづくり検討委員会	委員長 工藤 伸
幕別町忠類地域住民会議	委員長 森 徹
幕別町社会教育委員	委員長 岩谷 史人
幕別町P T A連合会	副会長 松本 誠
北洋銀行幕別支店	支店長 中田 雅史
消費者協会	会長 杉山 月水
幕別平和運動フォーラム	会長 飯塚 剛史
幕別町社会福祉協議会	会長 林 郁男
	若菜 順
	金野 忠
公募委員	矢野 義則
	木内 明雄
	千葉 美由紀